

○議事日程（平成30年9月26日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	北倉義博	2番	岩永義仁
3番	長澤龍夫	4番	大橋三男
5番	三田正敏	6番	吉田太郎
7番	早崎百合子	8番	野村永一
9番	田中敏弘	10番	松永民夫
11番	林輝見	12番	青山貞一
13番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	柏渕裕昭
教育長	並河清次	総務部長	田中信行
総務部総務課長	中島恵美	総務部企画政策課長	川地憲元
総務部税務課長	西川敏明	住民福祉部長兼健康福祉課長	久保寺利明
住民福祉部住民人権課長	伊藤幸広	住民福祉部子ども課長	川口智也
住民福祉部生活環境課長	渡辺章博	産業建設部長兼水道課長	田中一也
産業建設部課長	前田勝治	産業建設部長兼農林振興課長	松岡弘泰
産業建設部企業誘致・商工観光課長	大倉修	産業建設部長兼建設課長	高橋正人
会計管理者兼会計課長	田中隆	教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長	佐藤嘉但

教育委員会 生涯学習課長	古川 一夫	消防長	野村 博治
消防次長兼 予防課長	吉田 英之	消防次長兼 消防課長	三和 隆夫
消防総務課長	廣澤 幸雄		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	藤田 勝彦	議会事務局書記	稲川 諭実彦
--------	-------	---------	--------

(開議時間 午前9時27分)

○議長(大橋三男君) おはようございます。

平成30年第3回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。傍聴者の皆様も御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、本日の会議の状況をケーブルテレビによる録画放映のため、CCNet係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。

ただいまから平成30年第3回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、3番 長澤龍夫君、5番 三田正敏君を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、3名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に、13番 水谷久美子君。

○13番(水谷久美子君) それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき2件で質問をいたします。

最初に、大型作業所の不適切な事務処理について伺います。

5月28日、自宅に差出人のない茶封筒が届きました。概要は、大型作業所の通帳の入金や出金状況に虚偽の会計処理が行われ、事実かどうか調べると事件になることは間違いない。また、通帳は監査の対象外となっている案件であるため、表面化しないとも書かれていました。これまで私や当支部に寄せられたこのような封書は、調査をし、町政をただしてほしいとの住民の願いが託された案件ばかりでした。

31年前、議員になり最初に届いたのは、今では考えられないことですが、納税通知書

が自治会で各世帯に配付されており、世帯主が納税していれば黒色の氏名で、滞納していれば赤色の氏名で印字されていたのです。税を納めないのは申しわけなく思っています。でも、生活が苦しくて払いたくても払えないのです。赤字での氏名を検討していただけないでしょうかというものでした。

それからも、図書利用カードを発行するのに100円を申請者から取るのは、図書館法17条に抵触した行為ではないか。教育施設の天井に、まだ発がん性物質のアスベストが除去されていない。改良住宅の不正入居問題、又借り者と又貸し者との間で町の規定料金の数倍も高い不正家賃の金額が契約されており、大家は誰かと問いたい。斎苑横領事案件については、けじめのある町政にしてほしい。また、議会はけじめをつけさず議会であってほしい。そして昨年、マイナンバーを書かないと町からの手当が支給されないと書かれた交付申請書が届いたが、適切かというものなど、一つ一つが、いわゆる怪文書やガセネタ的な要素はありませんでした。

私はこの大型作業所の内容を6月議会に取り上げるつもりで調査に入りました。大型作業所の建物の確認、直接担当していた職員の方への聞き込み、通帳の存在の有無など。しかし、取り上げるには時期尚早か、あるいは今回封書の信憑性への信頼も揺らぎそうになり、行き詰まってしまいました。

7月17日11時から役場4階の北委員会室で現担当課長から、この事務が担当者任せになっていたこと。前課長の決裁もなかったこと。平成29年7月から平成30年3月末までの使用料約80万円が不適切に管理されていたことの報告とおわびがありました。

8月29日4時ごろ、副町長室でこれまでの町の調査報告と記者発表も含めた今後の対応についての報告があり、9月6日議会全員協議会で全議員へ初めて報告されたのです。前段が長くなり恐縮ですが、質問に入ります。

1. 平成30年4月13日に担当課で事案が発覚したにもかかわらず、町長への報告が6月中旬になったのはなぜか。また、事案に関する公金等管理適正化委員会の発足はいつ立ち上げ、どのような詳細把握を行ったのか。

2. 部課長や全職員への情報共有はいつ、どのように行われたのか。

3. 平成25年5月30日に公金等管理適正化に係る公金取扱チェックマニュアルは、全職員や新規採用職員にどのように周知されてきたか。

4. 平成29年度に限らず、同作業所運営委員会の収支に係る金銭出納簿が整理されていない旨の報告を受けているが、解明の進捗は。また、金銭出納簿の正規の事務処理をどのように処理するのか。

5. 再発防止と町民への信頼回復の課題をどうお考えでしょうか。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいまの水谷議員の御質問に回答いたす前に、この場をおかりいたしまして、このたびの事案について一言おわびを申し上げたいと思います。

今回の大型作業所の不適切な事務処理については、法令を遵守すべき公務員としてふさわしくない行為であり、町の信用を失墜させ、町民の皆様の信頼を裏切ることとなり、心より深くおわびを申し上げます。

なお、水谷議員の5番の質問に関しましては、関連がございますので、後先になりますが、先に私ほうから回答をさせていただきます。

このような事態を未然に防げなかったことは、過去の清華苑での事件を教訓として生かし切れておらず、職員の認識が甘かったものと捉え、課題は大きなものと受けとめております。

これを受け、使用料の取り扱いについては、職員が現金を取り扱うことのないよう事務改善を行い、適正な管理を徹底するとともに、全職員に対し、再発防止に向けて公金等取扱チェックマニュアルの遵守を徹底したところでございます。

今後は二度とこのような事態が発生することがないように、改めて法令の遵守を周知・徹底し、職員一丸となって一日も早く町民の皆様の信頼回復が得られるよう再発防止に取り組んでまいりたいと存じます。

なお、この後、御質問1から4番に関しましては、副町長より、担当課長より回答させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 副町長 柏渕裕昭君、答弁。

○副町長（柏渕裕昭君） 初めに、まず1番の町長の報告が6月中旬になったのはなぜか。また、公金等管理適正化検討委員会の発足は、いつ立ち上げ、どのような詳細把握を行ったかについて御回答いたします。

担当課においては、公金等管理台帳を作成するに当たり、関係書類を確認する中で不適切な事務処理があったことが判明しました。その後、事案の全容を把握するため、関係職員への聞き取りを初め、書類の整理、確認を行うなど、担当課内において一定の調査を行い、町長に対する最終報告書の提出が6月中旬になったということでございます。

こうした事案が発生したことにつきましては、発覚当時において町長に報告しており、その後の経過につきましても、新たな事実が把握される都度、報告してまいりました。

また、大型共同作業場使用料の取り扱いについて、通帳の記帳をしなかったことや、課等の長による決裁を受けずに通帳での出入金手続を行っていたことは、公金等取扱チェックマニュアルのルールに従っていない不適切な事務処理事案に該当することから、6月18日、私を委員長として会計管理者、総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長、消防長、総務課及び会計課の職員で構成される養老町公金等管理適正化検討委員会を立ち上げ、今回の事案の事実確認と現状の把握等に努めることとなりました。

そして、この検討委員会において、関係書類や通帳の確認を行うとともに、関係職員に対し聞き取り調査を行ってまいりました。

2番目の部課長や全職員への情報共有は、いつ、どのように行われたかということでございますが、7月の部長会議において公金等の取り扱いについての再点検を指示し、9月3日に開催した課長会議におきましても、公金等管理適正化に係る公金等取扱チェックマニュアルを全職員に配付し、適正な公金管理について再度遵守するよう周知・徹底を図ったところでございます。

また、9月6日の議会全員協議会での説明、9月7日の記者発表を受け、9月14日に開催した部長会議において、今回の概要について全職員にて情報共有し、改めて再発防止に向けて徹底したところでございます。

次に、3番目の平成25年5月30日に公金等取扱チェックマニュアルをしましたけれども、全職員や新規職員にどのように周知されてきたかということでございますが、平成25年7月1日の部課長会議におきまして、チェックマニュアルの内容を説明し、全職員に対してその周知を行いました。

それ以降は、毎年4月1日現在の現金等の管理状況を把握するため、年度当初の課長会議で各課における公金等管理台帳の作成を指示するなど、チェックマニュアルの周知・徹底を図っております。加えて新規採用職員につきましては、年度初めの初任者研修において公務員倫理及びコンプライアンス研修も実施し、公務員としての自覚と責任について指導をしております。

4番目の金銭出納簿につきましては、農林振興課長が回答いたします。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 松岡農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（松岡弘泰君） それでは、4番目の金銭出納簿の事務処理に関しましては、担当課の私のほうから御回答させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

担当課としまして、不適切な事務処理が発覚して以降、これまでに施設使用料等につきましては、金融機関に依頼しまして集金する体制に変更いたしました。支払いにつきましては、可能な限り口座から引き落としされるように改めまして、極力、職員が現金を取り扱わないように改善してきました。

また、現金の保管や納入等に関しましても、公金等取扱チェックマニュアルに基づき、当日処理を原則とし、複数の職員により確認を行うよう改善してきたところでございます。

なお、同作業場運営委員会の収支に係る金銭出納簿についてですが、金銭の収入につきましては納入通知書を使用するとともに、支出につきましては、支出命令書を作成いたしまして、金銭出納簿により出納を管理しております。

また、議員御質問の金銭出納簿の正規の事務処理についてですが、町会計規則においては、継続して資金前渡を受けた場合に、出納の都度、現金出納簿に記載することと規

定されていることから、運営委員会の出納につきましても、町の規則の取り扱いに準じまして、金銭の出入りの都度、処理しなければならないものと考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、再質問を行います。

4月13日に発覚いたしました。今の副町長の答弁で、町長には発覚時に報告をしているということでございました。それにもかかわらず、全議員への報告が9月6日になったのは、町長の指示でしょうか。

2番目は、公金等管理適正化委員会の調査内容の公開を議会に提出すべきと考えますが、そのお考えについて伺います。

3. 大橋町長のもとで役場内の組織改革として部制がしかれました。その目的は、各部において部を構成する各課が連携しながらスピード感を持ち、課題解決に取り組むことのメリットを強調されましたが、今事案も含めどう評価されているのでしょうか。

平成29年6月以降から約9カ月も不適切な会計処理をしていることに、当時の担当職員は平常心で公務を遂行していたとは思えません。公務上の悩み、課題の相談に対し、上司、同僚間が希薄になっているのではないのでしょうか。

4. 平成26年の施政方針で、町長は、昨年は公金横領や時間外勤務手当未払い問題など職員の不祥事が相次いだことから、高い倫理観、使命感を有し、町民から信頼される職員を育成するため、職員研修の実施、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に向け取り組むと表明されています。しかし、町長と職員の公務労働との間に乖離があるとお考えではありませんか。

5. 公務の特徴として、慣例や前例がないと町民の要望を切り捨てることが多くありませんか。「そんなことがわからないの」と町民の声に耳を貸さないことはありませんか。昨年並みに予算を使えば、無難に同じ企画と計画をすればいいというような、改善に努力することを怠っていませんか。

私は町民の信頼を得るということは、今申し上げましたことに真摯に向き合うことだと考えますが、御答弁をいただきます。

○議長（大橋三男君） 副町長 柏渕裕昭君、自席で答弁。

○副町長（柏渕裕昭君） 1番目の、まず全議員さんへの報告が9月6日になったのは町長の指示かと、公金等管理適正化検討委員会の調査内容の公開を議会に提出すべきと考えますがという質問でございますけれども、今回の事案が発覚して以降、速やかに所管課において通帳や関係書類の確認及び調査、担当職員への聞き取り調査を行った上で、事態の全容解明に努め、調査内容の精査を行いました。

また、公金等管理適正化検討委員会におきましては、別の視点で調査をする必要があ

るため、本委員会の構成メンバーにて所管課同様に最初から調査を行い、問題発生の原因究明及び調査内容について事実確認を行うのに相当の時間を要しました。

そして、8月24日に公金等管理適正化検討委員会において調査・検討を行い、今後の取り組みについて協議を行い、それと並行して8月30日に懲戒処分審査委員会を開催し、関係職員の処分の内容を審議いたしました。それまでの経緯に至るまで相当の期間を要し、全議員さんへの報告が9月6日になったということでございます。

また、2番目の御質問のほうですが、大型共同作業場の収支に係る関係書類等の精査につきましては、原課の町長に対する最終報告書とは別に、納入通知書や通帳、レシート、領収書等の確認など独自の目線で調査したほか、当事者や関係者に対する聞き取り調査につきましても、先入観を持たずにヒアリングを行いました。そして、その結果につきましては、9月6日の議会全員協議会で報告した内容と同じであります。改めて町議会に提出するには及ばないものと考えております。

2番目の部制が引かれて、今回の事案も含めどう評価されるのかということですが、住民の利便性の向上や事務の効率化、横断的な施策、事業への効果的な対応を図ることを目的として平成24年度より部制を導入し、各部とも事務事業の増大化、複雑化、高度化など多くの困難な行政課題を解消すべく取り組みを進めてまいりました。

また、業務を遂行する上で慎重に対応すべき案件などは、関係部長を中心に相談や検討を実施し、部内の連携強化に努めてまいりました。

今回の事案につきましては、現金の取り扱いを一人の職員に任せていたことも原因の一つであります。今後は複数の職員が目を通すといったチェック体制を強化するとともに、さらなる部内・部外を含めた組織全体として連携強化や情報共有など、適正な業務履行に努めていきたいと考えております。

それから公務上の悩み、課題の相談に対し、上司、同僚間が希薄になっていないだろうか、こういった質問でございますが、毎年、セルフケアのさらなる充実化及び働きやすい職場環境の形成を目的といたしまして、労働基準法に基づき、産業医を実施者として全職員を対象にストレスチェックを行っております。

そのチェック項目に、上司及び職場の同僚からのサポートについての設問がございます。上司及び職場の同僚に対し「気軽に話ができる」との回答率は約50%、「困ったときにどのくらい頼りになるか」については、上司は65%、職場の同僚は70%という回答結果が出ております。

以上の回答結果から、上司及び職場の同僚間がそれほど希薄になっているとは考えられませんが、しかしながら、そうではないという回答のほうも相当数あることは真摯に受けとめなければならないと考えております。

今後はストレスチェックの結果を受け、産業医と連携しつつ、必要に応じて事後指導を行うなど、よりよい職場の人間関係を構築できますよう、働きやすい職場環境に努め

てまいりたいと存じます。

3番目以降につきましては、町長が回答いたします。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、私のほうから3番目の、私と職員の公務労働との間に乖離があるという考えにはならないのかという問題と、そしてその次、4番目の慣例や前例で片づけているというようなことになろうかと思いますがけれども、このような事態を未然に防げなかったというのは、過去の清華苑での事件を教訓として生かし切れていなかったもので、職員の認識の甘さから引き起こしたものであり、養老町の信用を失墜させる行為であったと受けとめております。

今後は二度とこのような事案が発生することがないように、公金等取扱チェックマニュアルに基づく適正な管理を周知・徹底するとともに、改めて法令を遵守すべき公務員としての自覚と認識を持ち、職員一丸となって再発防止に取り組んでいく所存でございます。

職員の不祥事は、町政に対する町民の信頼を失墜させ、今後の行政運営に影響を及ぼすものであることから、職員一人一人が法令を遵守し、職務外での日常生活も含め、みずからの行動を律し、町民から信頼される高い倫理観を持たなければならないと考えております。これまでの不祥事を職員一人一人が自分のこととしてしっかり向き合い、再発防止に向けた担い手であるという認識を持つことが必要でございます。

また、職員一人一人がいま一度原点に立ち返り、よりよい行政サービスの提供者であるとの自覚を持ち職務に遂行すべきであります。このことは、町民からの信頼があってこそ成り立つことでありますので、常に念頭に置いて取り組んでまいりたいと存じます。

さらには、これまでの業務を漫然と繰り返すことは形骸化してしまいますので、必要に応じて事務改善を行い、また慣例や前例がない事象については、職員間と情報共有しながら、法令を遵守した誠実かつ適正な職務とよりよい行政サービスに努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 最後の質問になります。

まず1点目は、公金等管理適正化委検討委員会の調査報告では、本来あるべき通帳残高175万5,303円と実額169万2,544円の差額6万2,759円は、前課長が弁済したとしていきます。知り合いの税理士によれば、組合の運営でも町が管理する通帳は、町の一般会計や特別会計と同様な会計処理が求められること。金銭出納簿を整理し、公にした上で、前課長が責任をとり得る弁済方法は最後の手段としてあり得るかもしれないが、本来なら損失した不明金として上げる。その上で補填金として上げるべきであり、公にしている段階で相殺することは考えられないということでした。このような会計処理は、齋

苑横領事件のときも盗難とされる360万円の会計処理にもありました。

公金処理に対する認識が甘かったと町長は私の質問に答弁されましたが、何ら町長御自身の教訓になっていないのではありませんか。議会に報告する前に、このような会計処理を了承した町長御自身の責任を問いたいと思います。

2点目は、はじめのある町政、はじめをつけさせる議会と言えば、養北認定こども園の運営主体であった民間園が撤退する事案がありました。町長は一日も早い開設が私の責任と、みずからに地方公務員法に基づく処分を科されませんでした。

今回も、私たちは公金等管理適正化検討委員会の副町長からの報告を受け、町長からは、この件について、きょう冒頭で報告し、謝罪をされたわけでございます。平成30年9月7日の記者発表資料として、議員に渡された町長コメント、今回の養老町大型共同作業所の不適切な事務処理については、使用料の取り扱いについて、平成25年に策定しました公金など取扱チェックマニュアルに基づき、適正な管理に取り組んでいる中、また法令遵守すべき公務員としてふさわしくない行為であり、養老町の信用を失墜させる行為であります。本町職員の認識の甘さから、このような事態を引き起こしたことは、町民の信頼を裏切る行為であり、町民の皆様にご心からお詫びを申し上げます。今後はこのようなことがないように、全職員で再発防止に取り組んでいきますという町長記者コメントと同じ内容のコメントでございました。

3月まで当町に副町長として赴任されていた県職の長谷川氏は、このような事案は速やかに公表し、その後、調査に入ってもよい。そして最終報告を再度公表する、このことが大切だと話されておりました。

それから、公務の特徴として先ほど述べましたが、公益性と非営利性について、私たちは総務民生委員会が8月30、31日と自治体予算を考えるをテーマで参加した研修会場で、総務省などを歴任された金崎健太郎氏に質問をいたしました。

水谷質問、「役場の公務は公益性と非営利性の中で、職員のコスト意識が希薄しているのではないかと思うことが多々あります。意識改革についてどのようにお考えですか」。金崎氏、「職員は、前例踏襲に流され融通かきかないことや創意工夫がない。威圧的で態度が悪いと言われるが、特に議員の皆さんに伝えたいのは、住民のさまざまな要求に対し、前例を打ち破り、困難な課題に挑戦している職員に対して、大いに褒めていただきたい。市民の行政への信頼が大きく培われるのです」旨の答えをいただきました。

こんなことがありました。

6月、関ヶ原町の北地区で水道水が濁り困っているとの情報が寄せられ、養老町が第3ポンプ場で行った水道管の洗浄のことを同僚議員に話しました。9月13日午後1時半、同僚議員が町の水道課の職員からレクチャーを受けました。私は同席できませんでしたが、後日連絡が入り、「養老町の職員の方はよく勉強されているね。参考になることが

本当に多かったよ。9月議会に生かせるわ。よろしく伝えておいて」とのことでした。

今回の不適切な会計処理で、雑穀組合の方々にも御心配や御迷惑、町の信頼を失墜させました。町民からは、斎苑に続き、またかとの声が聞かれます。議会にも、本来なら5月臨時議会や6月中にこの件で報告をする責任が町にはあったはずです。

私がこの封書を受け取ったとき聞いていれば、いろいろな調査で費やす時間もなかったというふうに思いますし、この封書の間違っていることも気がついたわけです。再度マニュアルの見直しなどをすべきです。頑張っている職員の方もたくさんおられます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 今回の事件について、私の責任ということでございますけれども、これまでの繰り返しということになりますけれども、町といたしましては、公金ではないものの、職員が組合の通帳の管理に携わっていた際に、不適切な事務処理が発生したという事実を重く受けとめ、内部調査を行った上で、公金等管理適正化検討委員会を立ち上げ、その内容について検証を行ってきたところでございます。

今回、問題となった組合の通帳は、町から補助金を受け取るようなものでもなく、あくまでも施設利用料や施設運営に係る経費について支出する組合固有の財産でございます。こうした通帳において何らかの問題が発生した場合、その処理や対応については、当然のことながら当事者である組合と町とが協議した上で対応すべきものと考えます。

そういったことから、今回の不明金の処理については、まずは組合との協議を優先し、組合の意向を確認した上で不明金の弁済を行ったものであり、その弁済については、先ほど回答したとおりでございます。

議会に対する御報告がおくれましたことについては、まことに申しわけなかったと考えておりますが、斎苑の事件があったがゆえに事態の把握、対応、事後処理等に万全を期し、関係職員の処分を行った上での報告となったことについては、御理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、2件目の質問に入ります。

台風21号における停電対応と課題について伺います。

今回の台風21号で、かつてない長時間の停電を多くの世帯が経験することになりました。町長は今議会開会の冒頭で、台風21号における大きな被害はなかったが、災害はいつでも来るとの認識で自助・共助を理解し、養老町から一人の犠牲者も出さない施策が一番大切なことと挨拶をされました。私の聞き間違いだったでしょうか。公助の言葉はなかったように思います。

災害対策基本法の第1条には、この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する。防災に関し基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機

関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするるとともに、防災計画の作成、災害予防、災害対応対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置、その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とすると定めています。つまり、国民、町民の生命、身体及び財産を災害から保護すると責任の所在を明確にするというのが重要なキーワードです。誰が何をやるのか、どのような権限で責任を果たすかを明確にすることが明記されています。

1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに、減災ということが言われるようになりました。各県の防災担当者は、10年かけて犠牲者を半分に減らすという減災目標を提示しました。2011年の東日本大震災の後、減災目標をつくり直し、10年かけて被害犠牲者を8割減らすといったアクションプランもつくられました。ところが、残りの2割の犠牲者は仕方がないとの考え方が対策への詰めを甘くしました。やはり犠牲者をゼロにするという高い目標を掲げる気概が求められています。町長の冒頭挨拶が単なる言葉だけではなく、原点である防災に立ち返る働きの言葉であることを確信したいと思います。

質問に入ります。

1点目は、町内の停電の状況と町の対応について伺います。

2点目は、避難所における自家発電の今後の計画について伺います。避難所の開設は非常に混乱した状況の中で開設することが余儀なくされます。まして夜間で停電となればなおさらです。避難所が避難所として機能を持つ整備は、どう計画されているのでしょうか。

3点目は、防災の専門家も指摘するように、多くの国民がスマホで情報収集をする時代になりました。ある専門家は、災害時の必需品として小銭とスマホ充電用モバイルバッテリーとといいます。具体的には1家に1台、防災リュックに入れておく。多子世帯への補助、町防災メール登録者への無償配付を提案するものですが、その見解を求めたいと思います。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの水谷議員の御質問に対して、総務課のほうより回答をさせていただきます。

1点目の町内の停電の状況と町の対応についてということですが、養老町内におきましては、9月4日の昼ごろから停電をし、一時最大5,700戸にまで達し、復旧作業は5日から始まりましたが、完全復旧は7日の昼ごろとなり、長時間を要する作業となりました。

この間、町民の方からは、停電の原因となる電線への倒木等について多数情報をいただき、職員が現地確認の上、中部電力や関係機関へ早期復旧の依頼をしたほか、停電の状況や復旧見込みのお問い合わせも多数あったことから、中部電力からの情報提供やホ

ームページの情報をもとに対応をいたしました。

また、9月5日には中部電力から、説明、連絡調整要員といたしまして職員1名が役場へ派遣されました。今後もこのような中部電力との連携を強化してまいりたいと存じます。

さらにスマートフォンなど携帯電話の充電が切れ、災害に関する情報がなくなってしまうことや、熱中症が懸念されたため、今回、中央公民館や町民会館の施設を開放いたしました。

2点目の避難所における自家発電の今後の計画についてということですが、全避難所に自家発電装置を配備することは理想ではありますが、費用面ですとか、あと設置場所など現状では課題が多いと思われまます。当面は状況に応じて各地区の防災備蓄倉庫や役場庁舎のポータブル自家発電装置の持ち運びや、公用車のシガーソケットから電源をとるなどして、非常時における何らかの対応ができないか検討してまいりたいと存じます。

また、自主防災隊が防災活動に必要な資機材の整備費用の一部を助成する制度といたしまして、養老町自主防災組織防災用資機材整備補助金制度がございます。ポータブル発電機も対象となってきますので、各地区の防災隊においてこの制度を御活用いただければと存じます。

3点目のスマホ充電用モバイルバッテリーの無償配布についてということですが、スマホ充電用のモバイルバッテリーにつきましては、単3乾電池から充電できる安価なものから、ソーラーバッテリーによる高価なものまで、さまざまなものがございます。モバイルバッテリーにつきましては、防災リュックに常備されていると思われる懐中電灯やラジオなどと同様のものがございますので、町民おのおので準備していただくことを推奨し、町民の防災意識を高めることにつなげてまいりたいと存じます。

また、大規模災害等が発生した際には、被災者等の通信の確保を目的といたしまして、利用及び管理等に関する協定が締結されております。各携帯電話会社におきましては、過去に発生いたしました大規模災害において、被災した地域の災害対策業務や被災者の利用のため、避難所等へ携帯電話や充電器等の貸し出しが行われておりますので、当町におきましても、有事の際はこれらの協力を得られるよう、関係各所との連携を密にしてまいりたいと存じます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 養老町消防本部の観測では、台風21号における最大瞬間風速は、9月4日、東南東の風により正午から1時間ごとに秒速20.4メートル、21.4メートル、31.1メートル、24.2メートル、25.5メートル、20.2メートル、25.5メートルと記録をされています。ピーク時は午前2時の秒速31.1メートルと約6時間以上も秒速20メー

トル以上の風が町内で吹き荒れたこととなります。

そうした中、自助では、外に出ない。停電に備え浴槽に水を張る。夕食の準備を朝からつくりおいたとの声も聞かれました。共助では、停電していない家庭にお風呂をもらいに行った。夕食の世話になった。子供が不安がるので、友達の家で一緒に寝かせてもらった。老人宅の買い物を午前中に買ってきてあげたという声も聞きました。

それでは、公助はどうだったのでしょうか。住民が一番知りたかった、いつ電気が復旧するのか。今町内のどこで、何で停電しているのか。本来、住民の知りたい情報が全く伝達されなく、町は傍観者かとの声も寄せられました。なぜ防災無線や連動している防災ラジオへの知りたい情報を流さなかったのか。今ほど答弁がありましたが、中電のもとで大変慎重な上に情報を入れることができなかつたということですから、やはり再度の検討をお願いしたいと思います。

先ほど申し上げた町や中電、あるいは警察の責任、私の住む交番の警察官の方は、あの強風の中、258号線で交通整理に当たっておられたと聞いています。まさしく命がけの公務ですが、町内の交通量の多い交差点には配置はありませんでした。国道優先のマニュアルなのか、どのようなマニュアルなのか、町は知り得ているのでしょうか。その点をお答えいただきたいと思います。

ケーブルテレビでは、今回の台風の経験から、ケーブルテレビが果たす役割を真摯に検討していると聞いています。町が指定する避難所において、機能を計画的に充実させることだと考えます。限られた防災予算にするのか、求められる防災予算にするのか、その点、防災予算についての考え方をお聞かせください。

電気がついて、安全な水道が出て、食事ができて、安心して眠れる場所があるという、当たり前だと思っていることがどんなにとうといことなのかを、町民の間で防災について関心が高まっている今こそ責任を持って公助に取り組んでいただきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、再質問1、2をまとめてお答えをさせていただきたいと思ひます。

今回、停電が長期にわたつたことを受けて、町では防災行政無線を使用して停電の情報をお知らせすることを検討し、中部電力と協議をいたしました。しかしながら、住民が一番知りたい情報であった復旧時期について、停電が広範囲にわたっており、明確な時期がお知らせできないとの回答であったため、今回は防災行政無線を利用した中部電力からのお知らせを取りやめた経緯がございます。

今回の停電を受けて、中部電力大垣営業所と早急な復旧体制の構築や住民からの問い合わせ窓口の強化、役場との情報連携の充実、中部電力の広報車による広報の強化、町の防災行政無線の活用のルール化など、今後の対応について協議をいたしました。県内において、大規模停電時における防災行政無線による広報についての覚書を交わしてい

る自治体もごございますので、今後、そのような覚書を交わすことも検討してまいりたいと思います。

今後も中部電力や警察と連携を密にし、どのような対応ができるか協議してまいりたいと存じます。

防災対策については、住民の生命と生活を守るための重要な施策であると考えます。議員御指摘のとおり、全避難所において自家発電装置の配備や各避難所の機能を充実させることなど、求められる防災対策を実施していくことが理想ではございますが、限られた予算の中で、でき得る限り最大限の対応を検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 答弁漏れの箇所がありますので、後日、また私のほうから担当課に教えていただきたいと思います。警察の交差点での停電時の配置マニュアルなどがあるかどうかということでございますので、以上、終わらせていただきます。

○議長（大橋三男君） 以上で、13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

次に、7番 早崎百合子君。

○7番（早崎百合子君） 議長に発言の許可を得ましたので、通告に従い、2項目について質問させていただきます。

1項目め、災害における対応策についてお伺いします。

台風21号は、長時間の停電や強風により屋根瓦やフェンスなどが吹き飛ばされたり、また老木が倒れたり、看板等の破損など、町内にもさまざまな爪跡を残しました。人命にかかわる災害とならなかったことが何より幸いでしたが、数多くの被害をもたらし、自然の驚異をまざまざと見せつけられました。近年は災害も多様化し、過去の経験則から外れた予測不能な状況となりつつあるように感じています。

台風21号関連では、皆さん御承知のとおり、関西空港の滑走路の水没という異常事態が発生し、衝撃的な映像が全国に報道されたのは記憶に新しいところであります。また、時を隔てずして北海道では震度7の巨大地震が発生し、死者・行方不明者多数とともに全土停電という想定外の事件が起きてしまいました。北海道胆振東部地震と名づけられたこの地震の全体像は、まだ詳細がつまびらかにはなっておりませんが、甚大な被害となるものと思われます。まさに被害列島とも見えてしまいます。

防災が行政の喫緊の課題となり、インフラ整備に多額の資金が投入されてきたにもかかわらず、防災対策の現状は、住民の財産・生命を守るという意味では完璧ではないことが露呈し、自然災害は人知を超えたレベルで発生する現実を突きつけられてしまいました。

しかし、手をこまねいているわけにはいきません。微力であっても、やれる限りのこ

とは最大限やるというのが私たちに課せられた使命であると考えます。そこで、近時発生した災害から浮かび上がった幾つかの課題について、行政としての対応状況、将来対応についてお伺いします。

災害時の対応については、行政が全てを抱え込むのは、現実的であり得ないことは過去の災害から明らかになっています。地域住民の役割分担連携が必須になります。これらを踏まえて、2点について行政としてどのように考えておられるかをお尋ねいたします。

まず1点目の防災対策についてであります。予測される災害状況把握について、関係機関との情報共有、避難準備、避難勧告、避難指示のあり方について、どのような認識を持っておられるのか。また、災害時、住民への事前・事後の広報について、生命・財産を守るため、状況周知の広報のあり方について、伝達手段としての防災ラジオの設置状況等のお考えをお聞かせください。

避難所については、施設規模、耐震化、備蓄品の状態などの把握についてどのようにお考えか。そして、これらを踏まえた防災訓練のあり方についてのお考えをお伺いします。

続きまして、2点目の災害発生時の対策についてであります。被災状況の把握、またガス、電力、飲料水等の確保について、どのようにされるお考えか。特に発生時の自助・共助・公助のあり方について、また災害時に発生する廃棄物の処理についてであります。これらへの適切な対応ができないと、復旧・復興の妨げになりかねません。どのように対応されるのか、お考えをお聞かせください。

また、いわゆる災害ごみの撤去等を適正かつ円滑、迅速に行うための災害廃棄物処理計画の策定状況についてお伺いします。

以上、明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの早崎議員の御質問に対して、総務課のほうより回答をさせていただきます。

1点目の防災対策についてということでございますが、気象庁や県などの関係機関からもたらされるさまざまな情報を集約し、災害の危険性が高まった場合や、さまざまな状況を勘案しまして、必要に応じて直ちに避難準備、避難勧告、避難指示を発令する体制を整えております。その際は、防災行政無線（個別受信機）、安心安全メール、町ホームページへの掲載、ケーブルテレビ等、さまざまな情報伝達手段を利用し、迅速に発信をしております。また、現在個別受信機につきましては約300台設置され、防災ラジオにつきましては約1,000台購入されております。

また、先日の台風21号発生時におきましては、町内の大規模な停電が発生し、復旧に多大なる時間を費やした地域もございました。停電時に住民が情報を得る手段は、携帯

電話を利用した電話による問い合わせかホームページに限られますが、携帯電話を持っていない、または使いこなせない高齢世帯等におきましては、情報を得る手段がなかった状況を踏まえ、中部電力と町の防災行政無線を活用して停電の情報を伝達できるよう、ルール化することを今後協議してまいりたいと存じます。

続きまして、避難所についてですが、町内の公共施設等の48カ所を指定しており、最大収容可能人数の想定は2万7,550人と想定されております。しかしながら、災害の種別によりましては、避難場所としての使用ができない場所や収容可能人数も異なってまいります。避難所に指定されている施設の耐震化につきましては、こども園の一部などで耐震化できてないところもございますが、小・中学校などのほとんどの避難所は耐震化がされております。

また、防災備蓄倉庫につきましては、現在、町本部倉庫を拠点といたしまして、地域ごとに11カ所に設置されており、食料などの備蓄につきましては、県災害時広域受援計画による個人備蓄として3日分が目安とされ、また市町村の公共備蓄といたしましては、被害想定に基づく各市町村の最大避難者数の1日分は確保することとされていることなどから、町といたしまして、地域防災計画の被害想定のうち、発生の確率が高い南海トラフ巨大地震の想定避難者数、約3,300人を目安に備蓄を進めております。

続きまして、防災訓練についてでございますが、昨年度から住民参加型の実践的な訓練内容に変更しまして、避難所設営訓練のほか、応急手当訓練、救助資機材取扱訓練、放水訓練などを実施しております。住民が実際に参加し、行動することで防災意識の向上につながっているものと存じます。

2点目の災害発生時の対策についてということでございますが、災害ごみに関しましては、後ほど生活環境課長より回答させていただきますので、被災状況の把握について、電力、ガス、飲料水の確保についてと、発生時の自助・共助・公助のあり方について、総務課のほうより回答をさせていただきます。

被災状況につきましては、職員災害初動マニュアルに基づき、速やかに報告し、集約する体制を整えております。また、関係機関からもできる限り情報収集し、正確に情報発信を把握するよう努めております。

ライフラインとなる飲料水につきましては、停電時において断水が発生しないよう全ての水道施設において自家発電設備を備えております。また、災害に備えて車載可能な給水タンク、500から2,000リットルを15基保管しており、災害等により断水が発生した場合には、仮設の給水場所を各所に設置することが可能な備えをしております。

ライフラインの早期復旧は最も優先されることであり、町といたしましても、関係機関との情報連携を密にし、町として対応できることをより検討しながら実施してまいりたいと考えております。

また、災害発生時における自助・共助・公助のあり方についてでございますが、一た

び災害が発生した場合には、公助には限界があり、自分の身を守る自助と地域で支え合う共助も必要となつてまいります。避難勧告等が発令された場合は、各地域の実情に合った避難行動が必要であり、災害の種類に応じた避難経路や援護が必要な方への地域内での配慮など、地域の実情に合った避難計画を作成することが重要であると考えております。各地区で洪水ハザードマップについてのワークショップを行うとともに、各地区の実情を踏まえながら、町と地域住民との協働による避難経路の選定及び防災マップ等の作成を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 渡辺生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（渡辺章博君） それでは、私どもからは災害廃棄物に関しまして御回答を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

平成30年7月の豪雨災害におけます廃棄物処理におきましては、県内、関市であるとか、下呂市でございますが、各市の災害廃棄物処理計画に基づきまして、被災翌日には災害廃棄物の仮置き場を設置し、そして仮置き場におきましては、分別もおおむね良好であったことから、比較的迅速に処理ができたものと聞いております。

災害時に災害廃棄物の初動を迅速に行うためには、仮置き場の確保、そして仮置き場における廃棄物の分別の徹底など、最新の知見に基づいた災害廃棄物処理計画を策定することが非常に重要であるということを、改めて認識をさせていただいた次第でございます。

この災害廃棄物処理計画の策定におきましては、近く発生するとも言われている南海トラフ巨大地震、そして活断層帯地震などに対しまして、応急対策、復旧・復興対策を迅速に行うことを目的として、平成26年3月に国が災害廃棄物対策指針、そして平成28年3月には、県が災害廃棄物処理計画を策定しております。

本町におきましても、平成19年6月に水害及び震災廃棄物処理計画を策定しておりますが、この平成23年3月の東日本大震災、そして平成28年4月の熊本地震など、近年の災害はこれまでの知見や想定を超える災害廃棄物を生じさせているところでございます。

このことを踏まえまして、平成30年3月に国の災害廃棄物対策指針の改定がなされ、本年度中に県の災害廃棄物処理計画の改定も予定されていることから、この国・県が策定しました指針、そして計画との整合性を有した本町の新たな災害廃棄物処理計画について、平成31年度には策定をする予定としております。

この計画におきましては、処理の基本的な方針とスケジュール、そして組織体系及び協力支援体制など、災害時に発生する廃棄物の処理を円滑、そして迅速に行うことを目的としております。近年の多様化する災害対策に資することができるよう、有用な計画策定に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○7番（早崎百合子君） 何点かの質問、詳細に御答弁をいただきました。

先ほど水谷議員さんのほうから質問はされておりますので、簡単に2点について再質問させていただきたいと思っております。

1点目、町全体で何軒ぐらい長時間停電していたのか。また、停電が長時間だったため、養老町民会館と養老中央公民館を施設開放されましたが、利用状況の詳細と今後の対応についてお伺いします。

2点目、今回、全国各地に甚大な被害を及ぼした台風21号の発生を受け、住民側からの問い合わせや要望など、行政はその対応に追われたのではないかと推察していますが、円滑かつ迅速な対応ができるよう、防災全体を所管する専属課の設置、またワンストップ窓口を検討する考えはお持ちなのか、お伺いします。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの早崎議員の再質問について御回答をさせていただきます。

1点目の町全体で何軒ぐらい長時間停電していたのか。あと中央公民館の施設開放に当たり、利用状況と今後の課題についてということでございますが、先ほどの水谷議員の御質問にお答えさせていただいたとおりでございますが、今回の台風21号により、9月4日昼ごろから7日の昼ごろにかけて停電し、一時最大で約5,700戸に達しました。

今回の長時間にわたる停電に伴いまして、停電が発生しました翌朝5日から中央公民館及び町民会館の施設を開放いたしました。住民の利用状況につきましては、5日のみの利用でございましたが、利用者は12名ございました。

今回の施設開放につきましては、停電が長時間にわたったことから、スマートフォンなど携帯電話の充電切れによる災害に関する情報がとれなくなることや熱中症などが懸念されたため、近隣他市町のどこよりも早く施設開放をいたしました。今回の長時間にわたる停電に伴う人的被害は特段なかったことは幸いであったと存じます。今後につきましても、停電の状況に即した対応をしてまいりたいと存じます。

2点目の防災全般を所管する専属の課の設置やワンストップ窓口を検討する考えはあるのかということに対するお答えですが、防災につきましては、対応すべき業務が大変多岐にわたることから、各担当課と連携を密にし情報共有を図るなど、全庁的な対応に努めております。

防災全般を所管する専属の課を設置することにつきましては、それ相応の人員配置が必要になる上、現在各課においてそれぞれの分野で防災にかかわっているわけですので、防災全般を所管する専属の課を一課に集約して行うということは、事実上不可能であると考えます。

今後につきましても、全庁的に横断的な連携を密にし、情報共有を図りながら、災害における公助の充実に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

[7 番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○7番（早崎百合子君） 詳細の御答弁をいただきました。そこで、提案1点と要望2点をさせていただきます。

提案1点目、防災行政無線の発信は、内容が風向きによって聞き取りにくい場合があります。これからも、台風や豪雨など自然災害の対応について、情報発信は重ねて広報車の巡回での対応も一つの手段ではないかと考えておりますので、一案として提案しておきます。

続きまして、要望を2点させていただきます。

1点目、前回、かつてない長時間の停電が起きました。自然災害であり、電力会社も不眠不休の復旧工事をされていることは理解しているものの、地区の情報を得る手段がなかったことが町民に不安を与えたかと思えます。中部電力と町の防災行政無線を活用して、停電の情報を伝達するようルール化することを今後協議するとの御答弁でした。いつこのような災害が発生するかわかりません。町民の不安を解消する一つの手だてとして、早急に協議していただくことを要望しておきます。

2点目、災害廃棄物処理計画は、近隣のまちでも既に実施されているのが現実です。現在岐阜市では、粗大ごみは、通常、品目によってそれぞれ処理手数料がかかりますが、条例により災害で発生した場合は免除とすると定めてあり、台風被害の粗大ごみの無料回収の依頼が殺到している。近所から飛ばされたものが敷地内に入ってきたり、回収を求める依頼が多く、市民の方々は自分で処分しなければいけないと思っていたが、助かったと安堵していると新聞報道されていきました。養老町は31年度に災害廃棄物処理計画の策定を予定されています。町民が安心して安全に暮らせるよう努力していただきたいと思っております。

以上、提案と要望をしておき、1項目めの災害時における対応についての質問を終わります。

2項目めに入ります。いわゆる置き勉の対応についてお伺いします。

通学時に児童・生徒がたくさん教科書、参考書等を携行することの弊害が以前から指摘されておりました。小さな子供たちが、ふつり合いに思える重さのかばんを持ち歩き、肩凝り、腰痛等の症状を訴えるのは異常なことですし、必要以上の荷物を常に持ち歩くことで学習効果が向上するとも思えません。

問題認識の希薄を指摘されたのか、文部科学省も、ようやく重い腰を上げ、今月上旬、全ての教材を持ち歩くことなく、自宅学習に不必要な教材を学校に置く、いわゆる置き勉を認めるなどの対策を検討するよう、各教育委員会に求める方針を決めたと報じられています。

大正大学人間学科 白土教授は、体重の20%から30%の荷物を長時間持つと健康に悪

影響があるという話もある。子供が毎日小学校に苦役のように通うことは見直すべきだと話しておられます。当町においての実態も、ほかの市町も同様ではないかと危惧されますので、その現状と対応について3点お尋ねをいたします。

1点目、教育委員会として、いわゆる置き勉について、どのように考えておられるのか、そのメリット・デメリットについての認識をお伺いします。

2点目、教育委員会として、児童・生徒の通学状況をどう把握しておられるのか。特に徒歩通学者、自転車通学者、バス通学者の人数の把握をしているのか。かばん等の種類について指定をしているのか。また、かばん以外の携行品の状況把握はされているのか。総体としてどのぐらいの重量を持ち歩いていると予想されているのか。

3点目、現状について何らかの問題意識を持っておられるのか。改善すべき事項があるのであれば、今後どのように対応されるのか。

また、置き勉を認めた場合、参考書等の保管を誰が責任を持つのか。方法を誤ると紛失、盗難等が発生し、学校におけるいじめの要因ともなりかねませんが、適切な対応はどのようにお考えか、3点について明確な御答弁をお願いします。

○議長（大橋三男君） 教育長 並河清次君、答弁。

○教育長（並河清次君） それでは、早崎議員の質問にお答えいたします。

まず1番目の教育委員会としての置き勉についての考え、メリットとデメリットについての認識はにつきまして、置き勉については、既に町内の小・中学校で実施しており、学年会や教科部会で検討・判断し、教職員が共通理解した上で実施しております。

小学校では、授業で使う学習用具として、算数セット、生活科探検バッグ、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、絵の具セット、習字道具などを置いております。また、教科書類に関しましては、英語、道徳、社会科の資料集、地図帳、ふるさと養老テキスト、教科ごとのファイルなどを学校に置いております。

中学校では、授業で使う学習用具として、デザインセット、リコーダー、習字道具、裁縫道具などを置いております。また教科書類に関しましては、理科や社会の資料集、地図帳、音楽、保健体育、美術、技術・家庭科の教科書や資料集、進路ファイルや総合学習ファイル、ふるさと養老テキスト、教科ごとのファイルなどを置いております。

また、小・中学校とも進級時においては、年度をまたいで使用するものにつきましては、持ち帰らずに学校保管し、次年度に持ち越すようにしております。

続いて、メリットについて説明いたします。

児童・生徒の成長期に当たる時期に非常に重たいものを持ち続け、長時間歩くことは体に大きな負担となることが考えられます。体力以上に重いものを持つことで、安定した歩行ができず、思いがけない交通事故に巻き込まれることも予想されます。置き勉することによって体への過剰な負担を軽減することができ、安全に登下校できることにつながると考えております。

また、学校に置いてあるので、忘れ物がなくなり、授業に必要なものを全員が使用することができると考えております。

次に、デメリットとして考えられることとして、置き勉を推奨することで、制限がなくなると家庭での学習に必要なものを学校に置いておくということが考えられ、家庭での学習習慣の確立や予習・復習、自主学習といった毎日学習の積み重ねができなくなるものと考えます。

以上、メリットやデメリットを鑑み、各小・中学校では、学習用具や一部の教科書類を置き勉することを認め、授業と家庭学習の両立を図っております。さらに提出や持ち運びが児童・生徒にとって負担が多くなるよう、学年だより、学級通信等で保護者に事前にお知らせするなどしております。

2番目の児童・生徒の通学状況をどう把握しているのかにつきましては、徒歩で通学している児童・生徒にとって、ランドセルや手で持ち運びする量には限界があると考えております。各学校の置き勉の状況を把握し、それが適切な量かどうかを学校で検討・判断して進めております。

既にかかなりの学習用具を学校に置いている状況であり、負担は軽減されておると考えております。しかし、国語、算数（数学）、理科、社会、英語といったほとんど毎日ある強化については、置き勉をすることは難しいと考えております。

また、一冊一冊の教科書が大きく分厚くなっていることから、これまで以上に重くなっており、学校アンケートの保護者の声の中で、一部の方から教科書や学習用具の学校保管についての御意見をいただいております。

徒歩通学者、自転車通学者、バス通学者の人数状況につきましては、徒歩通学者は1,644人、自転車通学者は563人、バス通学者は59人です。

かばん等の種類につきましては、指定をしているのかどうかにつきましては、かばんについては、小学生はランドセル、中学生はそれぞれの学校指定のリュックサック系のかばんを使用しております。

かばん以外の携行品の状況把握につきましては、中学生は学校指定のサブバッグを使用しています。体操服などの着がえや部活に必要なものを入れております。季節に応じて、夏はプール道具、冬はウインドブレーカー等の防寒具を入れております。必要に応じて水筒を持参しております。

全体でどのぐらいの重量と予想されているのかということにつきましては、小学生から中学生まで学年によりその日によって異なりますが、中学3年生で教科書等を入れたかばんが5ないし8キロ程度、体操服や水筒などを入れたサブバックが1ないし2キロ程度と想定をしております。

3番目の現状について何らかの問題意識を持っているのかという質問に関しましては、各小・中学校とも児童・生徒の通学に関する負担軽減に努力をいただいております。

しかし、保護者に対する周知の仕方がまだ徹底しておらず、御心配や御意見をいただいている学校もありますので、P T A本部役員会が学校運営協議会、町内小・中学校の教務主任会で置き勉の内容や実施方法、周知や共通理解の方法などについて話し合っていたいただき、周知してまいりたいと考えております。

最後に、置き勉を認めた場合、誰が責任を持つのかという質問に関しましては、これまでも置き勉を行っており、学校に置いてある勉強道具に関する問題はほとんど起こっておりません。一部の学校においては、児童・生徒が学校にいる間に筆記用具等にいたずらされたり、上靴を隠されたりするといった問題が起こっております。個人ロッカーを準備するという事も考えられますが、場所的にも費用的にも難しいと思われれます。学校に何が置いてあるかは児童・生徒が各個人で把握し、学校に置いてあるものに関しましては、学校が責任を持って管理してまいります。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○7番（早崎百合子君） いろいろ詳細を説明していただきました。置き勉については、置き勉の状況を把握して、それが適切な量かどうか、学年会や教育委員会で検討・判断し、教職員が共通理解の上で、町内全小・中学校で既に実施されているとのこと。また、保護者に対する周知の仕方まで徹底していないとの答弁もございました。

また、メリット・デメリットについての詳細を明確に御答弁いただきました。まだまだ検討課題と周知されなければいけないことがあると感じております。

そこで、再質問させていただきます。

平成28年10月、文部科学省は2020年度に向けた教育の情報化に関する懇談会、最終まとめ教育の情報化加速プランを発表しております。それによりますと、段階的にI C T環境を整備し、将来的には1人1台のタブレットを導入していくことが示されております。タブレットが導入されれば、児童・生徒の登下校の負担が軽減されると考えますが、教育委員会としての考えをお伺いします。

○議長（大橋三男君） 教育長 並河清次君、自席で答弁。

○教育長（並河清次君） 再質問についてお答えいたします。

今お話にあったように1人1台のタブレットが整備されれば、学校の授業をデジタル黒板で行うことで教科書は家に置いておき、ノートだけを持参することで学習が進められるようになります。資料集や地図帳などもデジタル化されれば学校保管物品も少なくなると考えます。ただし、全額国の予算で全ての児童・生徒に同時に配付していただければよいのですが、これまでは市町村に任されている部分が多く、市町村による格差が生じている現状です。

また、タブレットの使用につきましては、幼少期からのデジタル画面を見詰め続けることになり、視力の低下や急性内斜視などの視力異常、ストレートネックによる首や肩

の痛み、電磁波による脳への影響が心配されております。

また、教育上望ましくない使い方をしないよう指導するなど、児童・生徒の健康面・安全面についての十分な配慮が必要であり、使用の仕方については十分検討していくべきであると考えております。以上です。

[7 番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○7番（早崎百合子君） これは要望でございますが、文部科学省は全国の教育委員会などに従来の学校の対応を見直し、教科書や教材は、宿題、授業の予習・復習などの家庭学習を進める上で重要だとしながらも、児童・生徒に何を持ち帰らせるか、何を学校に置いたままにするのか、保護者とも連携し、通学上の負担などを考慮して各学校で判断するように求められました。

町内でも、地域や各学校において温度差があると思いますので、柔軟な対応をしていただきますようお願いをして、2項目めの、いわゆる置き勉の対応についての質問を終わります。

以上で一般質問の内容を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、7番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

また、議員の皆様は議員控室にお集まりください。傍聴者の皆様につきましては、4階の大会議室で御休憩ください。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時13分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き再開をいたします。

先ほどの水谷議員の質問に対しまして、高橋建設課長より発言の申し出がありましたので、発言を許します。

高橋建設課長。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） 失礼します。

先ほど水谷議員の御質問にありました停電時の警察の交通整理マニュアルにつきまして御回答申し上げます。

先ほど養老警察署に確認をいたしまして、停電の規模、時間帯によりましてケース・バイ・ケースであるということございまして、特に詳細なマニュアルはないということでございます。

今回の台風21号の停電におきましては、対応できる人数にも限りがあるということもございまして、町内の幹線道路で交通整備をしないと特に危険な箇所を優先して対応したという回答でございました。

私からは以上でございます。

○議長（大橋三男君） それでは、一般質問に戻ります。

次に、2番 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 議長より指名をいただきました。今回は2つの項目について質問を行います。

まず1つ目、大型作業場における不適切な公金処理の対応を受けて、この件について少し経緯を整理して説明します。

今回の問題は、ことし5月末に有志の議員のもとに匿名の投書が届きました。内容は今回の問題に関する内部リークでした。その後、関係課への調査を行い、内容が事実であることが判明しました。

この調査時点において、町は問題を把握していましたが、公表はされていませんでした。町として調査を行っている最中とのことで、報告を待ってほしいとのことでした。

待つこと8月末、投書の届いた有志議員に対し、報告がなされました。その後、つい先日の9月の議会全員協議会において報告があり、その後、メディアによる報道という流れになりました。

まず1点目、今回、通帳残高と領収書等で整合性がとれなかった使途不明金があります。問題発覚後、担当課の課長がその不明額の全額を弁済したと報告されました。このような手法による処理は、少々の問題であれば、つじつまを合わせることで内密に処理できるという問題の隠蔽化にもつながるものであり、適切な処理とは言いがたいと考えます。

実際に町はかなり早い段階でこの問題を把握しながら、我々が問題の調査を行うまで公表する姿勢はありませんでした。問題解決に対して、担当課長による弁済という方法について、町の見解を求めます。

次に2点目、町職員が取り扱っていた通帳についてお伺いします。

問題発覚当時の通帳の名義についてお答えください。

次に3点目、今回の問題に対し調査を行ったのは、役場内で作る公金等管理適正化検討委員会です。役場内だけでなく、第三者による調査委員会等を立ち上げる考えがあるか、お答えください。

以上の3点について回答を求めます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の御質問に、私のほうでは1点目と、それから3点目について。まず、担当課長による損害補填についてということでございます。

本来あるべき通帳残額と実額との間で不足が生じた分について、当時の担当課長の申し出により損害補填をされましたけれども、今回のケースにおける損害補填については、水谷議員の質問にもお答えしておりますけれども、適正に処理されたものと考えおります。

それから第三者による調査についてでございますけれども、不適切な事務処理が発覚して以来、速やかに所管課において通帳や関係書類の確認及び調査、担当職員への聞き取り等を行った上、事態の全容解明に努め、調査内容の精査を行いました。

また、公金等管理適正化検討委員会において、職員への聞き取りや関係書類等の確認並びに検算等、最終報告があったもので、内部調査ではありましたが、調査としては手を尽くし、調査結果は精度が高いものであり、審議をするには十分な内容であったと考えております。

これを受けて、町では公金等の取り扱いについての再点検を指示し、職員に対してチェックマニュアルを配付し周知・徹底を図ったところでございます。これに並行し、関係者の懲戒処分も検討していく必要があるとして、当事者及び関係者から聞き取り調査を行った上で懲戒処分審査委員会を開催し、処分の内容を審議・決定いたしました。

また、大型作業場運営委員会においても、町が行った調査内容や結果報告に対して御了承いただいております。同委員会としても、これ以上の調査実施は望んでおられないことも踏まえ、第三者による調査が必要なのではないかと御質問でございますが、現時点においては、第三者による調査の実施は考えておりません。

2番目の質問につきましては、農林振興課長のほうで答弁させていただきます。

○議長（大橋三男君） 松岡農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（松岡弘泰君） 失礼いたします。

2番目の通帳の名義に関することに関しましては、担当課の農林振興課のほうからお答えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず通帳の名義が変更されていなかったことにつきましては、担当課として事務の怠慢によるものであり、この点につきましては、大変申しわけなかったと考えております。申しわけございませんでした。

また、通帳の名義につきましては、当時の担当課長名義となっておりますが、先日、大型共同作業場運営委員会の代表者名義というふうに変更させていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

[2番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 再質問を行います。

当町では、過去、当時斎苑問題を起こした当該の町職員が斎苑使用料の現金、これが盗難に遭い、その被害額を全額弁済することで、町長初め町執行部により秘密裏に処理されたという経緯があります。この件は、後に議会が取り組んだ斎苑特別委員会による調査の中で発覚しました。職務上起きた問題の解決のために、本人や上司が弁済することでよしとし、問題を公表しないという姿勢は、斎苑問題のときから何も変わっていないじゃないですか。

今後、今回と同様の問題が起きたときには、被害額がたとえ100万円でも、200万円でも、上司である課長が弁済するということになりかねないです。本当にそれで適切だと言えるのでしょうか。これは斎苑問題を担当している副町長がお答えください。

次に、通帳の名義が通帳作成当時の課長であるとの答弁でした。誰にそんたくをして名前を言わないのかわかりませんが、問題発覚当時使われていた通帳の名義は、この通帳作成当時は公務を担当する町職員で、現在の養老町議会議長の大橋三男氏です。9月の全員協議会での報告時には氏名を公表したのに、この場では言えない。誰かにストップでもかけられたんでしょうか。

いずれにしても、名義が議会議長の通帳を役場の施設の現金管理のために役場職員が使用していた。これ、行政内で行われていたんです。そんなことあり得ますか。何がどうなってそういう事態になっているのか理解に苦しみます。通常は、担当者がかわれば通帳名義はすぐに変更しているはずですが、これは役場だけではなく、例えば地域の活動費を取り扱う通帳等でも、役員が交代したら名義も変更しているはずですが。

大型作業場ができたときから、町職員がお金の管理をしていたということですので、最初はまた別の当時の課長の名義であったのだろうと想像します。施設開設当時の役場職員が管理していた通帳名義の変遷について、時系列でお答えください。

また、担当課長であった大橋三男氏、現養老町議会議長が役場を退職後、町議会議員に当選された後も、それまでの取り扱いのように新課長の名義に変更するということをせず、実にこれまで約8年もの間、そのまま使用していたのはなぜなのか、お答えください。うっかり忘れていたなんて話では済まない問題です。

不思議でおかしなことがたくさんある今回の問題において、副町長を初めとして一握りの町幹部による内々の調査だけでは不十分です。これでは町民は納得しません。やはり何が起きていたのか、はっきりさせる必要があると考えます。

現時点で課長が弁済した使途不明金の内容の精査すらできていないのに、結論を出して終わりにしてしまうんです。この部分が不明のまま一体何の結論を出したのでしょうか。施設管理に使用されたとする使途不明金の内容がわかれば、弁済金を課長に返してあげることできます。ちゅうちょすることなく第三者を入れた委員会を設置して真相の解明を行ってください。

以上3点、弁済の件、通帳の名義、第三者委員会の設置、これらの再質問の答弁を求めます。

○議長（大橋三男君） 副町長 柏渕裕昭君。

○副町長（柏渕裕昭君） それでは、岩永議員の1点目と3点目ですね。回答をさせていただきます。

今回は組合の経理であるため公金ではございませんが、役場職員が業務に携わっているため、公金に準ずる形で公金等管理適正化検討委員会や懲戒処分審査委員会を開催し、

十分な調査や審議を経た調査結果に基づき関係者の処分内容を決定いたしました。

弁済につきましては、当初関係者による弁償が基本と考えていましたが、今回は元担当課長から弁済をしたい、そういった申し出によるものでありまして、適切な処理であったと認識しております。

また、今後このような事案があってはならないことではありますが、万が一発生した場合には、今回と同様に公金等管理適正化検討委員会や懲戒処分審査委員会などを通じて全容説明を行い、また公表もし、法に基づき厳正に対処してまいりたいと存じます。

それから、第三者委員会の調査ということでございますが、本来あるべき通帳残高と実額との間で不足した分が生じました。先ほども申し上げたとおり、所管課における関係書類の確認及び担当職員への聞き取り等による調査や、公金等管理適正化検討委員会における関係書類等の確認や検算等、調査としては手を尽くし、調査結果は精度が高いものだというふうに考えております。

また、組合の経理に対しまして、第三者による調査を行うことにつきましては、大型共同作業場運営委員会におきまして、これ以上の調査実施は望んでおられず、町が行った調査内容や結果報告に対し御了承をいただいていることも踏まえまして、現時点においては第三者による調査の実施は考えておりません。

また、現在、公金等管理適正化検討委員会の構成委員は内部職員のみでありますけれども、顧問弁護士など外部の有識者を委員とすることも視野に入れて検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 松岡農林振興課長、自席で答弁。

○産業建設部農林振興課長（松岡弘泰君） 失礼いたします。

通帳の具体的な名義についての再質問ということでお答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたように、具体的な通帳の名義につきましては、当時の担当課長というふうにお答えさせていただきました。その課長様につきましては、既に退職されておるということでございますので、具体的なお名前については回答を差し控えさせていただいたというところでございます。

また、その名義が変更されていなかったということに関しましては、事務手続を怠っていたということしか原因がないということで、まことに申しわけございませんでした。それに関しまして、当時の名義が残っていた課長さんに何ら責任とか、落ち度があったわけではございませんので、その辺につきましては、御理解いただきたいというふうに考えております。

なお、現在の通帳の名義は運営委員会の代表者のお名前というふうで、僭越ですけど、変更させていただいたところでございます。

また、これまで名義変更が行われていなかったということに関しまして、当時の名義が残っておりました課長さんの後も数名課長がかわっておりますので、その段階で名義

変更を、議員おっしゃるとおり手続をするのが当然でございますが、そこが事務を怠っていたということに関しまして、今の担当しております私のほうから改めておわび申し上げたいと思っております。

特に今回のように退職された職員の方にまで御迷惑がかかるような事態になりましたので、非常に申しわけなく思っております。課長が変わる都度、名義変更をすべきでございましたが、組合の通帳と申しますか、運営委員会の通帳のお金の出し入れを行う際に、事務手続上支障がなかったということで、手続が先延ばしになっていたということが原因だと思いますが、まことに申しわけございませんでした。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） まず課長による弁済という手法は、今後の当町の基本姿勢になるということですね。また、もし執行が主張するように、本人が知らないところで勝手にその人物の名義を使用していたのだとすれば、歴代の町職員による違法行為の可能性も考えられますが、現大橋議長の名義であった通帳の件は、このままうやむやにするのですね。

最後に、今回、所属の上司である担当課長の責任等はやたらと主張されておられるようですが、最高責任者で、行政の長である町長が何の責任もとっていません。処分を受けたのは職員だけです。責任を部下に押しつけたかのような形になってはいますが、本来、行政の長である町長が真っ先に責任をとる必要があるのではないのでしょうか。町長御自身の責任のとり方について、どうされるのかお聞きしたいと思います。

ルール上、これで最後の質疑になりますので、ごまかすことなく最後の3点の再々質問について、明確な答弁を求めます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） まず1点目の当時の課長のままでおったということに関しては、先ほども農林振興課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、その当時の課長には、何ら……。

○2番（岩永義仁君） 1点目と違いますよ。

○町長（大橋 孝君） 後先になってごめんなさい。まずそちらのほうから先にお答えをさせていただきたいと思っております。

課長の名義であったというのは、よく区長会等のものも個人名で通帳をつくるということがあって、その当時のごく普通に課長名義で通帳をつくったんだろうというふうに思います。逆にその後、名義を変えなかったということは、当時の課長に対して、非常に迷惑をかけたということに尽きるというふうに考えております。その方に何ら落ち度があったわけでもなかったし、今回、初めてこの問題に対して不適切な事務処理が発覚

したわけであって、かつては適正に処理をされていたということも明白でございますので、その点でだけはきちんと御報告は申し上げておるところでございます。

それから、2点目の私自身の責任についてということではございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、所管課や公金等管理適正化検討委員会における調査は手を尽くしました。調査結果は精度が高いものであると私も考えております。現時点において第三者による調査等の実施も考えておりません。

また、懲戒の調査委員会のほうも、意見を聞いて決定をしたということで、今回の懲戒処分決定については発表のとおりだということで、適正に処理をされたものであるという認識をいたしているところでございます。

今回のことは町民の信頼を裏切るという行為であったことは認識をしており、今後は二度とこのようなことがないように、法令を遵守すべき公務員であることを全職員に改めて認識させ、再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（岩永義仁君） いやいや、課長の弁済が当町の今後の基本姿勢になるのかという話と、町長の責任のとり方についてまだお答えいただいておりますが。

○町長（大橋 孝君） それは先ほど答えましたように、調査委員会のほうで調査をし、決定をしておりますので、私はその意見を尊重して処分をさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 次の質問に入ります。

危険なブロック塀への対応について。

8月の臨時議会において、子供たちの夏休みが終わる前ということで公共施設等にあるブロック塀の調査に関する緊急質問が行われました。その後、担当課により通学路におけるブロック塀の調査が行われ、議会全員協議会において調査結果の報告が行われました。町内の通学路上には、実に多くの危険な状態のブロック塀が存在しているということが判明しています。そこで以下について質問を行います。

まず1つ目、通学路上に存在する危険ブロック塀の周知はどのように行うのか。

2つ目、これらの危険箇所を回避する通学路の検討は行っているのか。

3つ目、危険な状態のブロック塀の所有者に対する今後の対応について。

4つ目、危険なブロック塀を除去する際の補助金の考え。

以上の4点について御回答ください。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） ただいまの岩永議員の質問に関しまして、私からは1番と3番につきまして、実務的な内容が含まれますので御回答申し上げます。

まず1番の周知方法につきましてでございます。

ブロック塀の所有者へは、広報紙やホームページなどで地震の際にブロック塀の倒壊により、通行人への被害や、避難・救助活動の妨げになる可能性があるため、日ごろから所有者の責任による適切な管理を図られるよう周知してまいりました。今後も引き続き周知してまいりたいというふうに考えております。

3番目でございますが、所有者への今後の対応につきましてでございます。

通学路にあるブロック塀につきましては、8月20日から30日までの間に職員が目視点検を行いまして、塀の高さ2.2メートルを超えるもの、傾き、ひび割れが確認できるものにつきまして、「お宅の塀は危険である可能性があります」などのお知らせ文書を投函いたしました。

今回、ブロック塀のお知らせ文書を投函した方を含め、当町にお問い合わせがあった場合は状況を再度確認いたしまして、建築士や西濃建築事務所などの専門家の指導を受けていただくようお願いをしているところでございます。

お知らせ文書を投函しなかったところにつきましては、経過観察といたしまして、今後は必要に応じブロック塀の状況が悪化していないか調査し、所有者へは同様のお知らせをしてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（大橋三男君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） それでは、私のほうから2番目の御質問、危険ブロック塀を回避する通学路の変更というか、検討についてお答えさせていただきます。

通学路につきましては、児童・生徒が安全に安心して登下校できるルートを学校、保護者、区で検討され、決定されております。通学路の安全・安心に関する基準には、横断歩道や歩道、信号機が設置されているかどうか、交通量が多く危険ではないか、人通りが少なかったり、暗くなったりして不審者が出没する危険性がないかなど、それらを総合的に効果・判断され決められております。

これまで通学路を決められる段階で、危険なブロック塀や通学路にかかるかもしれない廃屋（空き家）、老朽した塀、危険建造物などにつきまして、十分に検討されていない可能性もあると考えております。

また、その当時大丈夫であっても老朽が進んできているということも考えられます。ブロック塀での死亡事故を受けまして、再度このような視点から通学路の見直しをお願いしていきたいと考えております。

P T A役員や区長の協力を得ながら、建設課の調査資料結果をもとにいたしまして、これらの点を総合的に判断していただき、より安全な通学路になりますよう進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 最後になりましたけれども、補助金の考え方についてお答えをさせていただきますと思います。

ブロック塀の補助金につきましては、各市町の状況はさまざまでございます。もともと町並みの景観や緑化保存のためにブロック塀除去の補助金制度があるというところが多いように思われます。各市町におきましては、現在の建築基準に合わないところへ補助金を支出するといったところが、ブロック塀の補助金を制度化しない主な理由となっていると思われます。

今後、補助金に関しましては、国が町の通学路等について、民間のブロック塀の点検を義務化するような報道もございます。また、県においてもブロック塀除去の補助金も検討するような情報も入っておりますので、当町におきましても、その動向により必要に応じて対応をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 順次対応いただけるとの答弁かと思えます。養老の未来を担う子供たちの安全のためにも、この場だけの言葉で終わらせることのないよう、スピード感を持って適切に取り組んでください。このことを指摘して、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大橋三男君） 以上で、2番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

これで日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は、あす9月27日木曜日午前9時30分より再開をいたします。本日は御苦労さまでございました。

（散会時間 午前11時45分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 9 月 26 日

議 長 大 橋 三 男

議 員 長 澤 龍 夫

議 員 三 田 正 敏

